

障害者指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する障害者指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、選択並びに食事等の家事その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅介護支援事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項の外、「障害者自立支援法（平成17年11月7日法律123号）に基づく指定居宅介護等の人員、設備、運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 千曲市社会福祉協議会 ヘルパーステーション

(2) 所在地 千曲市大字磯部1110番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業者及び業務の管理を一元的に行うとともに法令に規定されている指定居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対して、遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族に内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 1名

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供にあたる。

(4) 事務職員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年間を通じて無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) 電話等により、連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の清掃、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連携
 - カ その他必要な家事
- (4) 生活等に関する相談、助言
生活、身上、介護に関する相談、助言
- (5) 外出時における移動の介護
外出時における移動の介護等外出時の付き添いに関すること
- (6) 同行援護計画の作成
- (7) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(利用者からの受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護を提供した際には、利用者から居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から「障害者自立支援法（平成17年11月7日法律123号）第29条3項」規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から1km当たり 37円
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3号までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は千曲市の区域とする。但し、会長が特に必要と認めた場合は、区域を越えて実施することができる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 現に指定居宅介護の提供を実施しているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに家族に連絡するとともに、必要に応じて主治医等へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

(苦情解決)

- 第10条 提供した指定居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護に関し、「障害者自立支援法（平成17年11月7日法律123号）第9条」の規定により、市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(高齢者虐待の通報)

第11条 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律124号）」第7条に規定する通報について、高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市へ通報するよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。
 - 3 従業者であった者が退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を厳守するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を厳守する旨に従業者との雇用契約に記載する。
 - 4 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から3年間保存する。
 - 6 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。